

愛西市青少年問題協議会次第

日 時 令和4年7月8日(金)
午前10時
場 所 文化会館 第2会議室

1. あいさつ

2. 協議事項

- ・令和4年度事業計画(案)について

3. 情報交換

令和4年度 愛西市青少年問題協議会委員名簿

1 愛西市青少年問題協議会委員

	役職名	氏名	備考
1	愛西市長	日永 貴章	会長
2	愛西市教育委員会 教育長	平尾 理	
3	愛西市民生・児童委員協議会長	横井 三千雄	
4	愛西市保護司会長	柴田 聰	
5	愛西市人権擁護委員会会長	若山 壽雄	副会長
6	愛西市婦人会会長	中村 文子	
7	愛西市子ども会連絡協議会長	三輪 典生	
8	愛西市保育園代表	大河内 優子	佐織保育園
9	愛西市小学校長代表	吉次 章浩	佐屋小学校
10	愛西市中学校長代表	横井 孝之	立田中学校
11	愛西市小中学校PTA連絡協議会	近藤 昌義	佐屋中学校
12	愛西市小中学校PTA連絡協議会	高橋 和希	立田北部小学校
13	愛西市小中学校PTA連絡協議会	里村 昌史	草平小学校
14	愛西地区少年補導委員連絡会	石河 靖雄	

2 青少年育成推進地方関係機関

15	海部県民事務所次長 兼 県民防災安全課長	羽田野 朗弘	
16	津島警察署 生活安全課少年係 警部補	田中 正夫	

愛西市青少年問題協議会条例

平成17年4月1日

条例第91号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、愛西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、任期は2年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第4条 協議会に副会長1人を置くことができる。

2 副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が任命する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項について学識経験がある者のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

令和 4 年度 事業計画 (案)

第 1 活動方針

次代を担う青少年が、社会の変化に主体的に対応できるよう活力に満ち、心身ともに健やかに成長することを願って、愛西市青少年問題協議会は各種の啓発活動等を展開している。

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識をすべての市民が持ち、担うべき役割を主体的に引き受ける雰囲気を作り出すことが重要であり、青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、市民がそれぞれの立場で支援していくことが必要である。

しかし、青少年をとりまく環境は、いじめの問題の深刻化、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの子どもが被害者となる事件が相次いで発生しているほか、スマートフォンの普及による違法・有害な情報の氾濫、ニートやひきこもりなどの社会的自立の遅れ、子どもの貧困など多種多様になっており、それらの犯罪から彼らを守ることが課題となっている。

このような状況に対応するため、愛西市青少年問題協議会は、青少年の健全育成という共通の目的のもと、啓発やパトロール活動と連動させながら、情報を通して関係機関・団体と連携・協力し、活性化を図ることとする。

令和 4 年度においても、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、次の 3 点を重点方針として市民と手を携えて青少年育成活動を展開する。

重点方針

1. 県青少年育成県民運動との協働
2. 県青少年育成県民会議が開催する各種研修や会議等への参加
3. 家庭教育推進事業との連携

第2 事業計画

愛西市青少年問題協議会は、活動方針にのっとり、次の事業により青少年育成運動を展開する。

1 青少年育成県民運動推進事業

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動の実施（強調期間：年2回実施）

①夏期 強調期間 7月1日～8月31日

②冬期 強調期間 12月20日～1月10日

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

事業内容

ア 非行・被害防止啓発資材の配布

イ 有害図書類の回収

ウ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

エ 「青少年の非行・被害防止に取り組む全国強調月間」への参加・協力

(2) 青少年によい本をすすめる県民運動の実施

強調月間 10月1日～10月31日

スローガン 「育てよう 豊かな心 読書から」

事業内容

ア 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

(3) 子ども・若者育成支援県民運動の実施

強調月間 11月1日～11月30日

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

事業内容

ア リーフレット等啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

(4) 「家庭の日」県民運動の実施

強調月間 2月1日～2月28日

スローガン「親と子の 対話がつくる よい家庭」

事業内容

ア ポスター・リーフレット等、啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）



2 市推進事業

(1) 広報紙等による啓発

(2) 青少年健全育成に係る各種研修や会議等への参加

(3) 有害図書類の回収

市内7駅（名鉄佐屋駅・日比野駅・町方駅・湊高駅・勝幡駅・藤浪駅・JR
永和駅）に設置してある「有害図書類回収箱」から回収 ※資料3参照

(4) 青少年パトロール

実施日 8月7日（日）18時00分から18時30分

場所 立田中学校運動場（水郷盆踊り大会）※資料4参照

令和3年度 有害図書回収記録

月日	佐屋		日比野		永和		湊高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV等
R3.5.18	1	8	0	0	2	11	5	0	0	0	2	10	0	28	10	57
R3.7.27	12	1	0	0	0	0	4	0	15	100	24	2	44	11	99	114
R3.10.5	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	12	2	20	15	39	19
R3.12.20	1	10	1	0	6	5	10	0	2	0	1	2	3	102	24	119
R4.3.28	2	1	0	1	1	22	7	27	0	0	2	0	13	79	25	130
	21	22	1	1	9	38	28	27	17	100	41	16	80	235	197	439

令和2年度以前

月日	佐屋		日比野		永和		湊高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV
平成22年度	159	29	33	57	260	46	107	27	124	95	73	1	59	78	815	333
平成23年度	74	24	35	10	111	39	57	15	76	8	71	23	170	130	594	249
平成24年度	103	28	29	2	111	145	150	1	32	7	63	32	97	195	585	410
平成25年度	107	75	40	0	108	89	117	50	39	17	72	32	153	135	636	398
平成26年度	102	32	40	11	93	29	21	1	70	24	46	11	213	383	585	491
平成27年度	37	29	16	3	124	30	55	3	72	28	42	16	147	123	493	232
平成28年度	110	47	42	19	54	18	3	0	37	87	69	16	203	222	518	409
平成29年度	71	28	35	2	63	53	4	221	25	64	81	44	228	152	507	564
平成30年度	18	12	69	20	44	114	40	37	16	29	130	187	100	195	417	594
令和元年度	34	46	69	11	83	42	0	1	31	11	73	171	83	432	373	714
令和2年度	6	35	3	0	52	39	1	6	50	30	24	35	31	127	167	272